

滋賀労働

Mother Lake

滋賀県労働広報紙

606号 2008

滋賀県各地でメーデーが開催されました

4月27日と5月1日に、県内各地でメーデーが開催されました。



連合滋賀と滋賀県労働者福祉協議会は、第79回滋賀県労働者統一メーデーを4月27日に県内7ヶ所で開催し、計約6,500人が参加しました。

今年の中央集会は大津市内の滋賀会館で開催され、約1,300人が参加しました。式典では「働き方の改革で、『ワーク・ライフ・バランス』の実現をめざし、格差の固定化・拡大にストップをかける」、「最低賃金の大幅引き上げ」、「労働者派遣法の見直し」などのメーデー宣言を採択し、「働くものの連帯で平和・人権・労働・環境・共生に取り組み、労働を中心とする福祉型社会と自由で平和な世界をつくろう」をメインとした7つのスローガンを確認

しました。

さらに、「ガソリン税等の暫定税率の復活を許さない」、「後期高齢者医療制度は廃止すべき」、「年金記録問題を早期に解決すべき」の特別決議の採択がありました。

式典終了後、「最低賃金の引き上げ」、「非正規労働者の均等待遇」、「すべての働く者に社会保障の適用」などのシュプレヒコールを繰り返し、市内約1 kmをデモ行進しました。

滋賀県労連は第79回滋賀県民メーデーを5月1日に県内10ヶ所で開催しました。

今年も中央集会は大津市の膳所城跡公園で開催され、約500人



が参加しました。今年のメーデースローガンを「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」とし、参加者に団結を呼びかけました。メインスローガンでは、「なくせ！ 貧困と格差。働くルールの確立。労働時間短縮で雇用の拡大を」、「ストップ！ 改憲、海外で戦争する国づくり。米軍基地の再編・強化反対」「許すな！ 増税・医療改悪。安心して暮らせる国民本位の政治実現を」などを訴えました。

参加者らはメーデー宣言の採択後、「賃上げを実現しよう」「不払い残業をなくせ」「派遣法は抜本改正せよ」などのシュプレヒコールを繰り返し、市内約3 kmをデモ行進しました。



7月1日から7月7日は全国安全週間です

トップが率先 みんなが実行 つみ取ろう職場の危険

厚生労働省

ワーク・ライフ 仕事と生活のバランスのとれた職場に！

仕事と子育ての時間のやりくりが子育て家庭の大きな悩みです。短時間勤務ができたり、休暇が取りやすい、ノー残業デーがあるなど、子育て中の人働きやすい職場環境を整えることは、効率のよい仕事の進め方への見直しにもつながります。

滋賀県ではワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組んでいる事業所にご登録をいただき、企業のお名前や取り組み内容を広く紹介する事業を昨年12月から行っています。この度「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として次の7社を登録し、滋賀県公館において登録証の授与を行いました。

登録のお申し込みは随時受け付けていますので、積極的な登録をお願いします。



【登録企業】

菱琵テクノ株式会社、株式会社びわこ銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社平和堂、TCMシステムエンジニアリング株式会社
有限会社でじまむワーカーズ、日本電気硝子株式会社（登録順）

※登録の対象となる企業は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し都道府県労働局に届出をしている事業所です。

詳しくは県労政能力開発課までお問い合わせください。(TEL 077-528-3751)

企業におけるワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) 推進セミナーが開催されました

3月19日(水)にクサツエストピアホテルにおいて、滋賀県、(社)滋賀経済産業協会および滋賀労働局の共催により、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業や労働者、地方公共団体等の今後の取り組みについて考えるセミナーが開催され、事業主、企業の人事労務担当者、市町の職員など60名が参加しました。

セミナーでは、まず内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付少子・高齢化対策第1担当参事官補佐 田中茂樹氏から昨年12月に政府がとりまとめた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略についての説明があり、続いて「仕事と生活の調和の推進のために」と題して、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議のメンバーであった樋口美雄ひぐちよしお 慶應義塾大学商学部教授の講演がありました。

講演では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む意義や企業によるワーク・ライフ・バランスの好事例の紹介などがあり、今後の取り組みを考えていくために大変有意義なセミナーとなりました。

【お問い合わせ先】 県労政能力開発課 TEL 077-528-3751



「労働契約法」が3月1日に施行されました

労働契約の基本的な事柄を定めた「労働契約法」が平成20年3月1日から施行されました。労働契約法は、わずか19条の短い法律です。しかし、労働契約に関する原則や、就業規則と労働契約の関係、解雇権濫用の法律的な考え方等、使用者と労働者の間の個々の「労働関係」にとって重要なルールを定めるものです。

労働契約法の組み立ては次のとおりです。

- ・第一章 総則(第1条～第5条)
- ・第二章 労働契約の成立及び変更
(第6条～第13条)
- ・第三章 労働契約の継続及び終了
(第14条～第16条)
- ・第四章 期間の定めのある労働契約
(第17条)
- ・第五章 雑則(第18条・第19条)
- ・附則

第一章の言葉の定義に始まり、労働契約の成立から変更・継続・終了、そして有期労働契約という流れになっています。

労働契約法には、特に「罰則」等は設けられておりませんし、労働基準監督署が強力な「指導」を行うという性質の法律でもありません。しかし、ひとたび使用者と労働者の間で「紛争」が起きたときには、この法律が「基準」となってどちらに問題があるか判断されることとなることから、内容知らずに労働関係の対処をしていると、「紛争」が発生した時点で後悔することになりかねません。

法律の具体的な内容についてお知りになりたい場合、あるいは疑問・質問がある場合には、お気軽に滋賀労働局労働基準部監督課(TEL 077-522-6649)あるいはお近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。

最低賃金法が変わります



最低賃金の決定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われます。

施行期日：平成20年7月1日

《改正の概要》

- ★地域別最低賃金の不払の場合の罰金額の上限が2万円から50万円に引き上げられるなど、罰則が強化されます。
- ★産業別最低賃金に係る不払については、最低賃金法の罰則は適用されなくなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則(罰金の上限額30万円)が適用されます。
- ★派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

詳しくは滋賀労働局HP (<http://www.shiga-roudou.go.jp/>) をご覧下さい。

●●● 平成20年度技能向上セミナーのご案内 ●●● (7月～9月に実施するコース)

* 在職者の方々の技能向上を目指した講習会です。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

機 械 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
測定技術Ⅰ (基礎編)	機械測定に関する基本理論とノギス・マイクロメータ・ダイヤルゲージ・シリンダーゲージ等の取り扱いと測定方法	7/30,31	10 ^人	近江	無 料 ^円
普通旋盤加工技術Ⅰ (加工知識編)	加工に関する理論や条件等の基礎的な知識と普通旋盤の操作および簡単な切削加工	8/19,20,21	10	近江	2,000
普通旋盤加工技術Ⅱ (基礎加工編)	普通旋盤での段付け、溝入れおよびテーパ加工等に関する知識と切削加工	9/9,10,11	10	近江	3,000
普通旋盤加工技術Ⅲ (応用加工編)	普通旋盤でのねじ切りおよび各種はめあわせ部品等に関する知識と切削加工	7/8,9,10	10	近江	3,000
普通旋盤実践技術 (2・3級技能検定のテクニック)	技能検定受検者を対象に、技能検定課題の反復練習を行うことにより、技能検定合格水準到達を目標とした技能	7/26,27	10	近江	4,000
NC旋盤加工技術Ⅰ (プログラム編)	数値制御旋盤による切削加工プログラムの説明と作成	7/9,10,11	6	草津	無 料
NC旋盤加工技術Ⅱ (基礎加工編)	数値制御旋盤の機械操作の基礎から、プログラムによる自動切削加工の手順	9/3,4,5	6	草津	4,000
フライス盤加工技術Ⅰ (加工知識編)	加工に関する理論や条件などの基礎的な知識とフライス盤の操作および簡単な切削加工	9/2,3,4	10	近江	2,000
フライス盤加工技術Ⅱ (基礎加工編)	フライス盤での段削り、溝削り等に関する知識と切削加工	9/16,17,18	10	近江	3,000
フライス盤 実践技術 (2・3級技能検定のテクニック)	技能検定受検者を対象に、技能検定課題の反復練習を行うことにより、技能検定合格水準到達を目標とした技能	7/26,27	10	近江	4,000
マシニングセンタ加工技術Ⅰ (プログラム編)	マシニングセンタによる切削加工プログラムの説明と作成	7/23,24,25	6	草津	無料
マシニングセンタ加工技術Ⅱ (基礎加工編)	マシニングセンタの機械操作の基礎から、プログラムによる自動切削加工の手順	9/17,18,19	6	草津	3,000
自由研削用といし 特別教育	労働安全衛生法に基づく、自由研削用といし特別教育の規定に沿った学科および実技 特別教育の規定に基づく時間を受講し修了した方には「特別教育修了証」を交付します。	8/7,8	10	草津	2,000 別途テキスト代
機械研削用といし 特別教育	労働安全衛生法に基づく、機械研削用といし特別教育の規定に沿った学科および実技 特別教育の規定に基づく時間を受講し修了した方には「特別教育修了証」を交付します。	8/30,31	10	草津	2,000 別途テキスト代
機械製図Ⅰ (図面の見方)	機械製図に関する投影法と基本的な図面の読み方	8/26,27	10	近江	無 料 別途テキスト代
機械C A D (AutoCAD 基礎編)	基礎的なC A Dによるコマンド説明および図面作成	8/20,21,22	6	草津	1,000

溶 接 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
アーク溶接特別教育	労働安全衛生法に基づく、アーク溶接特別教育の規定に沿った学科および実技と、基礎的な溶接技能 特別教育の規定に基づく時間を受講し修了した方には「特別教育修了証」を交付します。	9/16,17,18,19	10 ^人	草津	6,000 ^円 別途テキスト代
		8/5,6,7,8		近江	
TIG 溶接基礎技能習得	TIG 溶接の基本的知識と技能 (初心者対象で機器の取扱いと基本的な溶接の練習が中心です。)	9/16,17	4	近江	5,000 別途テキスト代
TIG 溶接の基礎 (ステンレス編)	ステンレス材料の知識およびステンレスの TIG 溶接技能	7/22,23,24	4	草津	5,000
JIS 半自動溶接学科試験準備	J I S 半自動溶接受験テキストを使用した試験問題の解説	9/2,3	10	近江	無料 別途テキスト代
JIS ステンレス学科試験準備	J I S ステンレス溶接受験テキストを使用した試験問題の解説	9/9,10	10	近江	無料 別途テキスト代
構造物鉄工の実践 (組立編)	原寸図を作成し、鋼材を切断・加工・組み立て・溶接までの手順と方法	7/14,15,16	10	草津	4,000
産業用ロボット 特別教育 (教示編)	労働安全衛生法に基づく、産業用ロボット特別教育の規定に沿った学科および実技と、基礎的な操作技能 特別教育の規定に基づく時間を受講し修了した方には「特別教育修了証」を交付します。	8/4,5,6	5	草津	3,000 別途テキスト代
		9/8,9,10			
		7/22,23,24	4	近江	

電 気 ・ 電 子 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
技術者のための電気計測Ⅰ（基礎編）	各種電気計測器の取り扱い方、測定法等に関する基本的知識	9/16,17,18	10 ^人	近江	無 料 別途テキスト代
第一種電気工事士筆記試験受験準備Ⅰ（事前対策編）	第一種電気工事士筆記試験の合格に向けての必要な知識	7/29,30,31	10	近江	無 料 別途テキスト代
第一種電気工事士筆記試験受験準備Ⅱ（直前対策編）	第一種電気工事士筆記試験の合格に向けての解説と課題演習	9/2,3,4	10	近江	無 料 別途テキスト代
第一種電気工事士技能試験受験準備Ⅰ（事前対策編）	第一種電気工事士技能試験の合格に向けての必要な知識と技能	8/19,20,21	10	近江	5,000 別途テキスト代
電気主任技術者のための知識Ⅳ（法規編）	電気主任技術者として必要な知識の習得と受験に対しての傾向と対策	7/1,2,3	10	近江	無 料 別途テキスト代
受変電設備の保守と試験	自家用電気工作物の保守の管理とあり方と各種継電器の試験・測定および診断方法	7/15,16,17 9/30,10/1,2	10	近江	無 料 別途テキスト代
消防設備士受験準備Ⅰ（4類、7類）	消防設備士試験の受験に必要な知識	7/8,9,10	10	近江	無 料 別途テキスト代

建 築 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
規矩術入門演習（棒隅屋根編）	規矩術の基礎知識習得と棒隅屋根模型の作成演習	7/15,16,17	10 ^人	近江	7,000 ^円
規矩術応用演習（反り隅編）	照り隅屋根模型の作成演習	8/5,6,7	10	近江	7,000
壁紙の貼り方	壁紙の裁断から糊付け、貼り方までの基本的な知識・技能	9/6,7	10	近江	5,000

制 御 系

コース名	講習の内容	実施日程	定員	会場	受講負担金
有接点リレーシーケンス制御Ⅰ（基礎編）	シーケンス回路の図記号の読み方、制御機器の動作等のリレーシーケンスの基礎的な技能と知識	7/15,16,17	10 ^人	近江	2,000 ^円 別途テキスト代
有接点リレーシーケンス制御Ⅱ（応用編）	リレーシーケンス制御の基本回路設計、配線および運転方法	9/2,3,4	10	近江	2,000 別途テキスト代
プログラマブルコントローラ制御Ⅰ（三菱Fxシリーズ基礎編）	プログラマブルコントローラ（三菱Fxシリーズ）の構成や操作方法と基本命令に関する知識	9/24,25,26	10	近江	無料
プログラマブルコントローラ制御Ⅰ（三菱Qシリーズ基礎編）	プログラマブルコントローラ（三菱Qシリーズ）の構成や操作方法とそのラダーサポートソフトを使用した基本命令に関する知識	7/8,9,10	10	近江	無料
プログラマブルコントローラ制御Ⅱ（三菱Qシリーズプログラム演習編）	プログラマブルコントローラ（三菱Qシリーズ）のラダーサポートソフトを使用した回路作成および演算命令等プログラム手法に関する知識	9/2,3,4	10	近江	無料
制御活用機器Ⅰ（要素編）	自動機制御の基礎として、さまざまな機構の特性の知識	9/10,11	8	近江	無料
制御活用機器Ⅱ（PLC編）	自動機制御の基礎として、制御機器（コンベア、ピック&プレイス等）を組み合わせ、PLC制御等の知識と技能	7/29,30,31	8	近江	無料
エンジニアのためのVisual BasicⅠ（VB.2005基礎編）	Visual Basic（VB.2005）の基本操作、基本文法、コントロール等のプログラミングに必要な基礎知識	7/22,23,24	10	近江	無料
エンジニアのためのVisual BasicⅡ（Ver6.0入出力制御編）	Visual Basic Ver6.0を使用し、I/Oポートからのデジタル信号の入出力およびアナログ信号の入出力に関する基礎知識	9/16,17,18	10	近江	無料
エンジニアのためのExcel活用（VBA編）	Excelを用いて事務処理やデータの処理などの繰り返し行うような処理を自動化するための知識	8/5,6,7	10	近江	無料

各コースの申込みはコースを実施するテクノカレッジへ申し込んでください。申込み締切日は実施コースの開始日の1か月前までとしております。

セミナーは年間通して様々なコースを実施しております。また、セミナー以外に職業能力開発に係る相談・援助を行っております。詳しくは下記までお問い合わせください。

○テクノカレッジ草津（滋賀県立草津高等技術専門学校） 〒525-0041 草津市青地町1093 TEL：077-564-3297

○テクノカレッジ近江（滋賀県立近江高等技術専門学校） 〒521-0091 米原市岩脇411-1 TEL：0749-52-5300

平成20年度おうみ若者マイスター認定事業について

滋賀県では、県内に在住、またはお勤めの35歳未満の優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」に認定し、おうみ若者マイスターによる技能振興活動を行うことで、若い技能者の技能研さんへの意欲向上と、社会全般に技能を尊重する気運が醸成されることを目的として、平成19年度より「おうみ若者マイスター認定事業」を実施しており、現在8名の方がおうみ若者マイスターに認定されています。

平成20年度は6月から9月上旬の間、「おうみ若者マイスター」候補者の推薦受付を行いますので、県内の企業・事業所、市町、団体様から候補者の推薦をお待ちしています。

*詳しくは6月に発行するおうみ若者マイスター認定事業の案内リーフレットをご覧ください

○認定スケジュール

6月	候補者推薦受付期間
7月	
8月	
9月	審査
10月	認定

○おうみ若者マイスターに認定されるための主な基準

- ①平成20年4月1日時点で35歳未満であり、7年以上その職種に従事していること
- ②技能検定1級または単一等級に合格していること
- ③技能五輪・技能グランプリ全国大会における入賞経験があること、または全国レベル以上の各種技能競技大会等における優勝経験があること
- ④上記③と同等の技能レベルであること(客観的に認められる経歴や証明等が必要)

○平成19年度認定「おうみ若者マイスター」

認定ナンバー	認定者名	平成19年4月1日時点の年齢	居住地	職種	推薦企業・団体等
001	西村 一義	28	彦根市	電子複写機組立工	長浜キヤノン(株)
002	井藤 勇輔	27	栗東市	プラスチック成形工	松下電工(株)栗東工場
003	清水 将夫	34	長浜市	旋盤工	ヤンマー(株) 小形エンジン事業本部
004	伴 英成	34	近江八幡市	かわらふき工	滋賀県瓦工事協同組合
005	伴 峰典	32	近江八幡市	かわらふき工	滋賀県瓦工事協同組合
006	藤井太郎	32	大津市	つくだ煮製造工	(株)鮎家
007	寺田 真紀	27	守山市	和服仕立職	(株)たけなか
008	竹内 誉	26	湖南市	理容師	職業訓練法人 滋賀県理容教育協会

おうみ若者マイスターに認定されると...

- 認定式に出席いただき、知事の認定証を交付します。
- 活動や技能について冊子で紹介いたします
- 技能フェアなどへ出席をお願いすることがあります



▲おうみ若者マイスター認定証



平成20年2月18日 認定式
(滋賀県知事公館)

【お問い合わせ先】県労政能力開発課 TEL 077-528-3755

「就職カステップアップ講座」を開催します (概ね35歳未満の求職者の方を対象)

厚生労働省認定のYESプログラムに基づく、コミュニケーション能力、ビジネスマナー、職業人意識について分かりやすく指導します。(修了要件を満たすと認定証が発行されます。)

申し込みが必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

1回目: 7月22日から30日まで(平日のみ7日間) 場所: 滋賀県立近江高等技術専門校

2回目: 9月16日から25日まで(平日のみ7日間) 場所: コラボしが21

【お問い合わせ先】県労政能力開発課 TEL 077-528-3755

キャリア形成促進助成金制度のご案内 〔平成20年4月1日改正〕

この制度は、事業主の方が従業員の職業能力の開発・向上を促進するために、職務に必要な専門的知識や技能を習得させ、また職業能力検定を受検させることを推進される場合に活用できます。

訓練等の名称	訓練等の内容	助成の対象企業と内容
I. 訓練等支援給付金		
① 対象職業訓練	10時間以上のOFF-JTで実施される訓練。	助成の対象企業：中小企業のみ。 助成率：訓練に要した経費、および訓練時間に対して支払われた賃金の1/2 助成の対象企業：大企業、中小企業。 詳細については下記の滋賀センターまでお問い合わせください。
② 対象短時間等職業訓練	短時間労働者に対して行われる、10時間以上のOFF-JTによる訓練。	
③ 対象認定実習併用職業訓練	厚生労働大臣の認定を受けたOJTとOFF-JTを組み合わせた一定時間以上の訓練（6ヶ月以上2年以下）。	
④ 対象有期実習型職業訓練	安定的な雇用に恵まれなかった者らを対象に行うOJTとOFF-JTを組み合わせた一定時間以上の訓練（3ヶ月以上6ヶ月以下）。	
⑤ 対象自発的職業訓練等	従業員の自発的な能力開発を支援する制度を設けた上で、従業員の希望により行う訓練等。	
II. 職業能力評価推進給付金	厚生労働大臣が定める職業能力検定（都道府県職業能力開発協会で実施する技能検定等）の受検。	助成の対象企業：大企業、中小企業。 助成率：検定に要した受検料、および受検時間に対し支払われた賃金の3/4

【お問い合わせ先】（独）雇用・能力開発機構 滋賀センター 助成係
 TEL 077-537-1377 〒520-0856 大津市光が丘町3-13

パートタイマー均衡待遇推進助成金のご案内

正社員と共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった均衡待遇に向けた取組を行う事業主の皆様を支援する助成金です。

支給対象と支給額	第1回	第2回
①正社員と共通の待遇制度の導入		
パートタイマーの仕事や能力に応じた待遇について、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合	25万円	25万円
②パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入		
パートタイマーの仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合	15万円	15万円
※「正社員と共通の待遇制度の導入」と「パートタイマーの能力・職務に応じた待遇制度の導入」いずれか一方を選択してください。		
③正社員への転換制度の導入		
パートタイマーから正社員への転換の試験制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合 ※対象となるパートタイマーについての条件がありますので詳細は下記までお問い合わせください。	15万円	15万円
④短時間正社員制度の導入		
短時間正社員制度を設けた上で、実際に短時間正社員が1名以上出た場合 ※「短時間正社員」についての条件がありますので詳細は下記までお問い合わせください。	15万円	15万円
⑤教育訓練制度の導入		
正社員との均衡を考慮した教育訓練制度を設けた上で、パートタイマー延べ30名以上に実施した場合	15万円	15万円
⑥健康診断制度の導入		
パートタイマーの健康診断（雇入時健康診断、定期健康診断、人間ドック、生活習慣病予防検診）の制度を設けた上で、その受診者が1名以上出た場合	15万円	15万円

支給の申請ができる事業主
1. 労働保険適用事業主であること。（規模は問いません。） 2. 制度を新たに設けてから（就業規則または労働協約に規定することが必要）、2年以内に対象者が出ること。 3. 正社員がいること。 4. 「①」「②」「⑤」は、対象パートタイマーの2分の1以上が、雇用保険被保険者であること。「③」は、転換後の正社員が雇用保険及び社会保険の被保険者であること。「④」は雇用保険や社会保険に該当する場合、被保険者となること。 ※ 第2回目は、第1回目の対象者が6ヵ月継続して雇用されている場合に支給します。

【お問い合わせ先】（財）21世紀職業財団滋賀事務所 TEL 077-523-5141 FAX 077-523-5249

労働委員会だより

「労働委員会」は、労使紛争解決のお手伝いをいたします！

滋賀県労働委員会では、労働組合(労働者)と使用者との間の紛争が当事者間では解決が困難になってしまった場合に、公平な立場でその紛争の解決に向けての援助をしたり、使用者の行為が労働組合法で禁止している不当労働行為に該当した場合に、労働組合(労働者)の救済を行っています。

労働委員会の構成

労働委員会は、公益・使用者・労働者を代表する3者の委員で構成されています。

- 公益委員(大学教授や弁護士など)
- 労働者委員(労働組合の役員など)
- 使用者委員(企業経営者など)

滋賀県労働委員会においては、公益・労働者・使用者の委員がそれぞれ5名、合計15名の委員が知事から任命されています。また、委員会には事務局が置かれています。

労働委員会の主な仕事

労働争議の調整

労働組合と使用者との間の労働争議の調整を行うため、「あっせん」、「調停」、「仲裁」という3つの方法があります。3つの中では簡易で弾力的な、「あっせん」が最も多く利用されています。「あっせん」については、労働者個人(労働組合未加入者を含みます。)と使用者との間の紛争も対象となります。

「あっせん」では、あっせん員(通常、公益委員・労働者委員・使用者委員各1名があっせん員となります。)が、公平な第三者として、双方の主張を調整し歩み寄りを促すなど、解決を図るための援助を行います。

不当労働行為の審査

不当労働行為救済制度は、憲法で保障された団結権等を守るため、労働組合法に定められている制度です。労働組合法第7条では、使用者の次の①～⑤のような行為を「不当労働行為」として禁止しています。

①労働組合の組合員であること、労働組合に加入しようとしたこと、労働組合を結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたことを理由に、労働者を解雇したり、その他不利益な取

扱いをすること。

- ②労働者が労働組合に加入せず、または労働組合から脱退することを雇用条件とすること。
- ③労働者の代表者と団体交渉することを、正当な理由なく拒むこと。
- ④労働組合の運営を支配し、またはこれに介入したり、労働組合の運営のための経費につき、経理上の援助を与えること。
- ⑤労働者が労働委員会に対し、不当労働行為の申立てをしたことを理由として、労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。

労働委員会は、労働組合(労働者)からの申立てにより、不当労働行為に当たるかどうかを判定し、不当労働行為の事実があれば、速やかに救済を行います。

その他

その他、労働組合が労働組合法に定められている資格要件を備えているかどうかを審査したり、公益事業における争議行為の予告通知の受付および争議の実情調査を行っています。

労働委員会のご利用は無料です！
労使関係でお困りの方は、
お気軽にお問い合わせください！

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階

TEL:077-528-4473

<http://www.pref.shiga.jp/l/roi/>

「滋賀県労働相談所」をご利用ください!!

～電話でも面談でも、毎日相談を受付けています～

滋賀県労働相談所では、労働者・事業主にかかわらず、賃金・労働時間などの労働条件や解雇の問題などのあらゆる問題に関する相談をお受けしています。専門の相談員が相談内容の解決に向けて適切にアドバイスいたします。

お電話での相談は、お気軽に**通話料無料**の「労働相談ダイヤル」をご利用ください。滋賀県内からであれば、携帯電話での通話も可能です。電話番号および相談時間は、下記の通りです。

労働相談ダイヤル

フリーアクセス

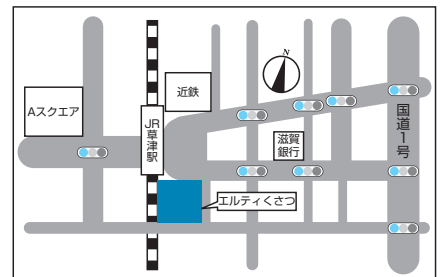
相談時間

苦 勞 ない 労 使
0120-967164 (通話料無料)

月曜～金曜 (平日) 10:00～20:00

月曜～金曜 (祝日) 17:00～20:00

土曜・日曜 10:00～16:00



☆面会による相談をご希望の場合は、下記までお越しください。

○滋賀県労働相談所 JR草津駅前エルティくさつ3階(草津市大路1-1-1)

TEL&FAX: 077-564-2030 *相談時間は、上記の労働相談ダイヤルと同じです。

平成19年度賃金構造基本統計調査(全国)結果の概要

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を明らかにするため、厚生労働省が平成19年6月分の賃金等(賞与等特別給与額については平成18年1年間)について調査したものです。

調査対象は、日本標準産業分類に基づく14大産業〔鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)〕で、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から抽出した78,711事業所です。

今回の概要については、そのうち10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の常用労働者に関するもので有効回答を得た44,838事業所の集計結果をとりまとめた厚生労働省発表の資料をもとに、県労政能力開発課において編集したものです。

詳しくは厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

(1) 賃金の推移

賃金は、男女計301.1千円(対前年増減率-0.2%)、男336.7千円(同-0.3%)、女225.2千円(同+1.2%)となっている(第1表)。

第1表 性別賃金及び対前年増減率の推移

年	男女計		男		女	
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)
平成 9年	298.9	1.1	337.0	0.9	212.7	1.5
10	299.1	0.1	336.4	-0.2	214.9	1.0
11	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2
12	302.2	0.5	336.8	0.0	220.6	1.4
13	305.8	1.2	340.7	1.2	222.4	0.8
14	302.6	-1.0	336.2	-1.3	223.6	0.5
15	302.1	-0.2	335.5	-0.2	224.2	0.3
16	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6
17	302.0	0.1	337.8	1.2	222.5	-1.4
18	301.8	-0.1	337.7	-0.0	222.6	0.0
19	301.1	-0.2	336.7	-0.3	225.2	1.2
平成19年 平均年齢(歳)	41.0		41.9		39.2	
勤続年数(年)	11.8		13.3		8.7	

(2) 学歴別にみた賃金

学歴別に賃金がピークとなる年齢階級をみると、男では、大学・大学院卒及び高校卒が50～54歳、高専・短大卒が55～59歳、女では大学・大学院卒及び高専・短大卒は55～59歳、高校卒は40～44歳となっている(第2表)。

第2表 学歴、性、年齢階級別賃金、対前年増減率

性、 年齢階級	学歴計		大学・大学院卒		高専・短大卒		高校卒		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	
男	年齢計	336.7	-0.3	407.2	0.2	304.8	-1.8	299.7	-0.2
	18~19歳	170.6	-0.6	-	-	-	-	170.9	-0.3
	20~24	201.7	0.0	217.8	-0.2	196.0	0.2	193.8	0.5
	25~29	241.2	-0.2	257.2	-0.2	234.8	0.7	226.6	-0.4
	30~34	286.1	-0.3	318.4	-0.4	271.2	-1.9	263.3	0.1
	35~39	337.3	-1.4	394.8	-1.6	320.5	-0.9	296.0	0.0
	40~44	392.1	-0.1	482.4	0.9	367.5	-2.3	326.6	-0.8
	45~49	416.4	-0.0	518.3	0.7	397.6	-4.2	347.4	0.3
	50~54	421.5	0.4	534.7	0.6	432.0	-4.1	368.3	-0.4
	55~59	392.7	-0.8	528.8	-1.8	433.4	-0.5	356.3	-0.7
	60~64	293.9	1.4	430.2	1.2	326.3	-8.2	264.4	1.8
	平均年齢(歳)	41.9		40.4		36.8		42.6	
勤続年数(年)	13.3		12.5		10.6		13.9		
女	年齢計	225.2	1.2	280.2	1.4	241.3	0.6	200.1	1.0
	18~19歳	157.6	1.0	-	-	-	-	157.9	0.8
	20~24	187.1	0.3	205.8	0.0	190.4	0.3	170.4	0.5
	25~29	212.9	1.4	234.2	1.6	215.6	0.8	187.2	1.6
	30~34	230.9	1.6	276.7	1.5	235.6	0.5	200.5	1.2
	35~39	242.8	-0.7	321.7	-2.7	256.8	-1.2	204.9	-0.1
	40~44	248.8	0.9	372.4	-2.4	266.1	-1.4	211.2	3.0
	45~49	242.2	0.8	378.5	-2.3	276.3	2.2	207.4	0.1
	50~54	236.3	1.3	387.4	3.1	286.1	-2.2	209.5	0.5
	55~59	231.1	2.3	449.6	8.7	297.3	-0.9	210.6	0.3
	60~64	201.5	1.0	424.8	-3.2	268.6	-3.6	192.1	1.3
	平均年齢(歳)	39.2		33.2		36.1		42.1	
勤続年数(年)	8.7		6.1		8.0		9.7		

注：年齢計には、上掲の年齢階級のほかに、18歳未満及び65歳以上の者を含む。以下同じ。

(3) 企業規模別にみた賃金

企業規模別に賃金をみると、男では、大企業が394.2千円、中企業が320.8千円、小企業が295.3千円、女では、大企業が252.0千円、中企業が223.0千円、小企業が206.7千円となり、男女ともに大企業が最も高くなっている(第3表)。

第3表 企業規模、性、年齢階級別賃金、対前年増減率、企業規模間賃金格差

年齢階級 (歳)	男									女								
	大企業			中企業			小企業			大企業			中企業			小企業		
	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 格差 (※)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 格差 (※)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 格差 (※)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 格差 (※)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 格差 (※)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 格差 (※)
年齢計	394.2	-1.1	81	320.8	-0.9	81	295.3	0.7	75	252.0	1.0	88	223.0	0.5	88	206.7	1.3	82
18~19	174.4	-0.8	98	170.4	-1.4	98	165.8	0.2	95	165.2	2.4	95	157.2	0.3	95	152.6	0.2	92
20~24	208.4	-1.1	97	201.2	0.3	97	195.2	0.2	94	198.1	-0.3	95	189.0	0.7	95	175.8	0.1	89
25~29	254.3	-1.7	93	236.2	0.4	93	233.0	0.2	92	226.3	1.4	94	213.1	1.2	94	198.3	0.9	88
30~34	313.0	-1.1	88	274.5	-1.0	88	272.4	1.4	87	247.2	1.5	93	229.1	0.4	93	217.0	3.1	88
35~39	386.5	-1.0	83	319.4	-1.8	83	300.6	-0.7	78	268.9	-1.4	89	240.0	-1.3	89	217.4	-0.6	81
40~44	455.6	-0.6	81	367.3	-1.6	81	335.2	2.1	74	283.4	0.6	87	247.3	-0.8	87	221.6	1.8	78
45~49	499.9	-0.0	79	394.5	-1.6	79	340.3	0.2	68	286.6	0.2	82	234.3	-1.5	82	220.5	2.3	77
50~54	509.4	0.1	80	407.0	0.4	80	343.3	0.5	67	280.9	-0.5	82	231.0	0.7	82	214.0	1.0	76
55~59	478.0	-0.7	80	382.9	-2.2	80	328.0	-0.8	69	273.8	1.8	84	231.3	2.3	84	210.1	1.8	77
60~64	339.4	-3.2	85	288.6	1.8	85	280.7	2.1	83	246.7	-1.2	83	204.1	5.2	83	186.3	-1.1	76
平均年齢(歳)	41.1			41.4			43.2			37.6			38.8			41.0		
勤続年数(年)	16.2			12.7			10.9			9.7			8.2			8.3		

※「賃金格差」…大企業=100とした場合の企業規模間における賃金格差を表したものの。

(4) 産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男では、金融・保険業(477.4千円)が最も高く、次いで教育、学習支援業(441.9千円)となり、飲食店、宿泊業(274.3千円)が最も低くなっている。女では、教育、学習支援業(299.8千円)が最も高く、飲食店、宿泊業(184.5千円)が最も低くなっている(第4表)。

第4表 産業、性、年齢階級別賃金

性、 年齢階級	産業計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店、 宿泊業	医療、 福祉	教育、 学習支援業	複合サービス業	サービス業(他に 分類されないもの)	
																賃金(千円)
男	年齢計	336.7	314.3	336.1	328.5	418.0	400.0	289.2	336.3	477.4	379.9	274.3	355.0	441.9	303.7	319.5
	18~19歳	170.6	168.0	171.4	172.4	169.6	184.0	173.9	164.2	177.1	166.5	154.5	150.5	152.2	151.8	170.8
	20~24	201.7	203.4	210.6	199.4	201.7	216.0	209.1	197.8	206.2	241.1	182.3	197.3	210.5	180.6	202.6
	25~29	241.2	235.2	248.3	232.4	263.1	257.6	246.8	241.0	267.9	283.0	222.1	240.8	256.5	204.0	242.9
	30~34	286.1	268.1	291.2	272.6	323.6	326.7	274.6	285.3	382.1	341.0	264.3	278.0	318.1	241.9	284.9
	35~39	337.3	297.0	343.2	319.1	392.9	396.3	304.1	338.0	478.1	406.5	294.2	345.4	383.8	279.7	331.6
	40~44	392.1	322.9	366.2	373.5	464.9	487.0	308.7	391.4	577.7	495.9	322.3	481.8	446.3	315.0	394.3
	45~49	416.4	350.8	387.1	408.3	528.6	560.8	322.6	420.9	595.8	533.5	332.9	485.0	501.7	353.4	410.0
	50~54	421.5	359.7	400.2	413.8	575.4	598.3	325.2	429.9	587.7	508.4	331.7	527.8	532.5	389.8	397.4
	55~59	392.7	352.8	389.0	402.6	520.2	578.6	298.2	412.0	491.3	435.0	323.5	482.1	550.2	376.7	365.9
	60~64	293.9	270.0	313.4	284.1	300.5	416.8	234.4	298.1	353.5	266.4	264.5	411.2	532.6	243.8	262.0
	平均年齢(歳)	41.9	46.7	43.4	41.7	40.7	38.2	45.2	40.5	42.1	42.6	39.2	38.9	45.7	42.9	41.7
勤続年数(年)	13.3	14.5	13.8	15.2	19.3	12.5	12.2	13.1	16.3	9.3	8.6	8.2	14.0	17.3	9.9	
女	年齢計	225.2	206.0	211.8	197.7	296.0	282.0	209.9	215.6	257.9	239.9	184.5	242.1	299.8	208.1	218.9
	18~19歳	157.6	*174.0	153.0	160.2	166.0	160.0	156.6	156.4	149.0	161.0	152.8	156.0	138.5	149.1	162.7
	20~24	187.1	175.2	183.3	175.3	191.1	209.2	179.5	182.8	186.0	205.8	171.4	196.2	191.6	171.5	187.7
	25~29	212.9	184.0	199.4	198.3	238.8	237.3	195.5	207.3	220.7	226.7	191.6	223.8	225.0	188.4	212.0
	30~34	230.9	208.9	204.0	207.8	281.7	276.5	213.3	226.6	241.2	250.3	202.5	243.8	278.0	205.2	229.0
	35~39	242.8	213.6	218.2	223.2	314.9	311.0	221.3	235.1	269.2	257.6	201.7	250.8	314.2	216.7	240.4
	40~44	248.8	212.7	230.7	216.1	344.9	343.4	225.5	240.2	279.3	282.8	201.8	261.4	355.9	215.9	246.3
	45~49	242.2	218.7	226.9	200.5	384.2	333.7	227.5	233.5	290.5	270.2	193.0	259.9	370.8	224.0	234.2
	50~54	236.3	205.6	224.1	194.3	375.7	387.3	228.2	213.4	302.3	261.9	185.0	263.0	411.3	237.2	217.2
	55~59	231.1	194.8	226.6	187.0	326.7	387.3	223.7	209.8	327.0	238.4	180.9	274.5	439.8	236.4	215.2
	60~64	201.5	*183.3	192.1	160.9	185.1	*295.4	193.0	187.3	302.8	179.8	171.7	235.9	468.7	182.6	173.5
	平均年齢(歳)	39.2	45.8	40.6	41.9	37.2	34.5	39.0	38.2	38.9	37.1	40.0	38.8	37.1	39.2	38.2
勤続年数(年)	8.7	12.7	10.6	10.9	14.2	7.7	8.9	8.2	10.6	6.7	6.5	7.6	9.2	12.1	6.4	

男女協働セミナー開催のお知らせ

男女がともに活躍できる職場づくりを進めるために、男女協働セミナーを開催します。詳しくは下記までお問い合わせください。

日時 平成20年6月20日(金) 13:30~16:30
 場所 コラボしが21(大津市打出浜)
 主な内容 ポジティブ・アクションの必要性をテーマにした講演

県内企業の事例発表
 対象者 事業主、人事労務担当者 等
 定員 50名
 (要申込。定員になり次第締め切ります)

【お問い合わせ先】
 県労政能力開発課 TEL 077-528-3751

勤労者向け融資のご案内 (平成20年4月1日利率改定)

県では、勤労者のみなさんにゆとりある生活を営んでいただくために各種勤労者向け融資を行っています。なお、各資金の申し込みにつきましては、直接下記取扱金融機関までお願いします。

□勤労者福祉資金

資金の使途	本人または家族の療養費、教育費、冠婚葬祭費などの臨時緊急資金
融資限度額	100万円
融資期間(据置)	5年以内(2ヶ月以内)
利率	2.50%

□育児・介護休業者生活資金

資金の使途	育児・介護休業期間中に必要な生活資金
融資限度額	100万円 50万円(休業期間が3ヶ月以下の場合)
融資期間(据置)	6年以内(1年以内)
利率	1.90%

取扱金融機関 近畿労働金庫、滋賀銀行、びわこ銀行、京都銀行
 京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫
 滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合
【お問い合わせ先】 各取扱金融機関または 県労政能力開発課(TEL 077-528-3751)まで

「ヤングジョブセンター滋賀彦根相談コーナー」の開設について

学生職業プラザ彦根分室は、平成20年3月21日(金)の業務終了をもって閉鎖し、平成20年4月2日(水)より、「ヤングジョブセンター滋賀彦根相談コーナー」を開設しました。

ヤングジョブセンター滋賀彦根相談コーナー	
実施する支援	対象者：大学卒業予定者や35歳未満の求職者 内容：就職関連情報の提供 職業相談 仕事や就職活動に関する個別カウンセリング(週1回、予約制)
場所	彦根市元町4-1 滋賀県湖東合同庁舎 2階
開設日および時間	毎週月・水・金(ただし、祝日・年末年始を除く) AM9:00~PM5:00
TEL・FAX	0749-24-1304

【お問い合わせ先】 ヤングジョブセンター滋賀彦根相談コーナー TEL 0749-24-1304
 ヤングジョブセンター滋賀 TEL 077-521-0600

編集後記

新しい職場に異動して2ヶ月が経ちます。「労働～」と言葉を聞くと何かしら？と意識が向くようになりました。そんな私が先日、興味深く聴いたのが、朝の7時40分頃、FM滋賀で流れている労働問題の啓発をテーマにした1分間のスポット番組です。Q & A で具体的な事例が取り上げられていたので参考になりました。ちなみに当啓発番組は、月曜日から木曜日の放送で、今年で番組開始3年目を迎えるそうです。(1)

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで
滋賀県商工観光労働部労政能力開発課
 〒520-8577 大津市京町4-1-1
 TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873
 E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp
<http://www.pref.shiga.jp/>